

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月二十六日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鴻巣羽生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で	鴻巣市鴻巣字沼田一二八六番一地先か ら同市安養寺字西裏二五〇番三地主	区 間
一三・一五〇三二・九五	一三・一五〇二二・四〇	敷地の幅員 (メートル)
八〇・四〇		延 長 (メートル)
		備 考